

一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ  
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ  
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会  
 鳥取市若葉台南1-17  
 TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311

編集責任者 村澤 幸二

## 新年のご挨拶



一般社団法人  
 鳥取県労働基準協会  
 会長 竹中 由紀夫



鳥取労働局  
 局長 丸山 陽一

新年明けましておめでとうございます。  
 会員の皆様には、新春を健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、会員各位のご協力はもとより、行政当局のご指導により、公益目的事業等の事業計画を順調に推進することができましたことに感謝申し上げます。

最近の県内経済動向は、消費・投資・生産分野の一部では増税前の駆け込み需要等があったものの、対外的な要因を背景に、「弱い動きとなっており、先行き不透明」との基調判断になっています。今年オリンピックイヤーであり、経済活動の活性化等によるオリンピックの経済効果が景気改善に繋がるよう期待するものです。

県内の労働災害は、産業安全に携わる多くの方々の不断の努力により、着実に減少してきましたが、昨年は、死亡災害の増加が見られ、死傷者数も高止まりで推移しています。この背景として、未熟練労働者の増加や労働力の高齢化による現場力の低下、第三次産業における安全衛生活動の不備等が考えられ、これらの状況に対応した安全衛生教育や危険予知活動など安全衛生活動の充実が喫緊の課題となっています。

また、労働者の健康を取り巻く状況については、健康診断における有所見率は50%を超えて年々増加し、職場の様々なストレスによるメンタル不調や過重労働による健康障害も顕在化しており、働き方改革の総合的な推進とともに、メンタルヘルスクアををはじめ、健康確保対策や職業性疾病防止対策の推進が一段と重要性を増しています。

当協会におきましては、これらの課題に関し、会員の皆様の取組の一助となりますよう各種事業を展開し、労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与してまいり所存ですので、一層のご支援をお願い申し上げます。

この一年が、国土、事業場において「安全風土」が構築され、災害や事故のない平和な年であり、会員の皆様にとって良い年となりますよう心からお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

### 謹んで新春のご祝詞を申し上げます 令和2年元旦

- ◆一般社団法人鳥取県労働基準協会
- 会長 竹中 由紀夫
- 副会長 永東 康文、副会長 井木 久博
- 専務理事 村澤 幸二、ほか 職員一同

新年明けましておめでとうございます。  
 竹中会長を始め役員並びに会員事業場の皆様におかれましては、旧年中労働行政の推進に多大なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、鳥取県内の雇用情勢を見ますと、有効求人倍率は高水準で推移しており改善が進んでいる一方で、人手不足感は依然として強い状況にあります。

この課題に対応していくためには、労働者一人一人がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現し、多くの方の社会参加を促進するとともに、企業の労働生産性の向上による経済成長と、これによる労働者の待遇の改善を持続的なものとしていくことが重要となります。

このような中、働き方改革関連法のうち、年次有給休暇の取得義務化や大企業における時間外労働上限規制が昨年4月1日から施行されたほか、本年4月1日以降、中小企業における時間外労働上限規制や同一労働同一賃金が順次施行されることとなります。既に施行されている法律の履行確保と、今後施行される法律の円滑な施行に向け、事業主の皆様への関連法の周知と、関連法への対応に必要な支援策の利用について、皆様にもご協力いただきつつ、さらに強力に実施していくこととしています。

また、労働災害防止対策に関しましては、貴会の引き続きのご協力をいただきながら、第13次労働災害防止推進計画の目標達成に向け、全力を挙げて取り組む所存です。

貴会におかれましては、これまでも労働行政の推進について重要な役割を担っていただいているところですが、今後においても、より一層のご支援とご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

最後になりますが、貴会の益々のご発展と会員の皆様方のご活躍をご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

### 本年もよろしく願い申し上げます 令和2年元旦

- ◆鳥取労働局
- 局長 丸山 陽一、総務部長 友安 真純
- 雇用環境均等室長 周藤 明美、労働基準部長 高橋 秀寿
- 監督課長 樽見 晋平、賃金室長 松村 孝也
- 健康安全課長 平井 美敏、労災補償課長 高田 尚

# 労働局長による パトロールを実施

ゼロ災55無災害運動期間中の令和元年11月11日(月)、鳥取労働局長(丸山陽一)が、東伯郡北栄町田井の国道9号北条高架橋建設工事現場をパトロールしました。

施工者の(株)井木組の現場代理人の方から工事概要の説明を受けた後、作業員を前に墜落・転落災害の防止や付近を通行する車両等の第三者に対する災害防止等と呼びかけたほか、現場内の安全対策などを巡視しました。

現場では、安全作業を喚起する各種掲示が行われていたほか、段差がある場所にペイント表示をする「見える化」などが行われていました。



# パートタイム・有期雇用労働者、 派遣労働者、事業主のための 「特別相談窓口」の開設

令和2年4月1日(中小企業における適用は令和3年4月1日)に施行されるパートタイム・有期雇用労働法では、同一企業内における正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員(パートタイム労働者、有期雇用労働者)との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることが禁止されます。また、令和2年4月1日に施行される改正労働者派遣法では、派遣労働者と派遣先に雇用される正社員との間で不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

そこで、鳥取労働局では、法施行前に労働者や企業の担当者からの相談に対応する特別相談窓口を開設しています。例えば、「正社員には通勤手当があるが、パートにはないのは仕方ないのか」「仕事内容が正社員と同じなのに時給が低いのは納得できない」など待遇格差に関し疑問に思うことがありましたら、お気軽に相談してください。

### 【特別相談窓口】

<パートタイム・有期雇用労働法関係>

鳥取労働局雇用環境・均等室

鳥取市富安2丁目89-9(鳥取労働局2階)

電話番号 0857-29-1709

<労働者派遣法関係>

鳥取労働局職業安定部職業安定課

鳥取市富安2丁目89-9(鳥取労働局1階)

電話番号 0857-29-1707

\*受付時間 8:30~17:15(土・日・祝日を除く)

# 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金が改正されました

特定(産業別)最低賃金	最低賃金額(発効日)
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額 807円 (令和元年12月28日 発効)
適用が除外され、鳥取県最低賃金が適用される者	
①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者	

(注)・派遣就労中の労働者については、派遣先事業所に適用される最低賃金が適用されます。

- ・使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額、参入しない賃金並びに効力発生年月日を、常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する義務があります。
- ・「鳥取県最低賃金」は令和元年10月5日から時間額790円に改正されています。

詳しくは、鳥取労働局労働基準部賃金室

(0857-29-1705)又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

# 「第78回全国産業安全衛生大会2019 in 京都」開催

今年度の大会は、「平安の思いを込めた京の地で 新たに誓う 安全と健康」を大会テーマとして京都市内において去る10月23日(水)から25日(金)の3日間、全国から約12,100名の参加を得て開催されました。



初日は、13時15分から総合集会が開かれ、開会式・講演では、厚生労働審議官の土屋喜久氏の祝辞や厚生労働省労働基準局長の村山誠氏の講演並びにJUNKO KOSHINO(株)コシノ ジュンコ氏の特別講演『おかあちゃんからもらった言葉～NHK連続テレビ小説「カーネーション」から～』などが行われました。

表彰式においては、令和元年度の緑十字賞表彰で「産業安全及び労働衛生」部門に当協会の指定講師である米田明真氏((一社)鳥取県産業環境協会)が受賞されました。誠にありがとうございます。

また、2日・3日目には、労働災害防止に関するテーマごとに分科会が開催され、全国の事業場からの改善事例や研究発表をはじめ、安全衛生の専門家や幅広いジャンルの講師による講演、シンポジウムが開催されました。

なお、本大会に当協会会員各位のご参加を頂きましたことに、厚くお礼申し上げます。

次の第79回(令和2年度)の本大会は、令和2年10月7日(水)から3日間、北海道札幌市での開催が予定されています。

## 荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナーが開催されます

厚生労働省は、「荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー」を以下のとおり開催します。

このセミナーは、貨物を運送するトラック運転者の労働時間短縮の進め方のノウハウを広く荷主企業やトラック運送事業者の皆さまに向けてお知らせするものです。

### 【セミナーの概要】

○開催日・開催会場

2020年2月27日(木) 13時00分～16時00分

鳥取県立倉吉未来中心 セミナールーム3

### 【セミナープログラム(予定)】

#### part1

荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働

の改善に向けたガイドラインの説明

株式会社 富士通総研 コンサルタント

#### part2

「ホワイト物流」推進運動について

国土交通省 地方運輸局(運輸支局)

#### part3

改正労働基準法のポイントについて

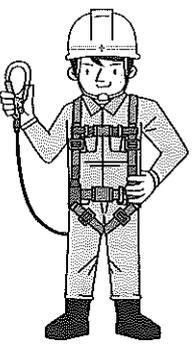
厚生労働省 都道府県労働局(労働基準監督署)

### 【申込方法】

セミナーは事前申込制で、参加無料です。

「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」からオンラインで行うことができます。

URL <https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>



令和元年度

2019年2月から、高所作業における墜落制止用器具は「フルハーネス型」の使用が原則となり、特別教育の修了が義務づけられました!

2019年12月1日 ▶ 2020年4月30日

## 安全衛生教育促進運動

### 事業主の皆さん!

労働安全衛生法により 雇入れ時教育・職長等教育・技能講習・特別教育などが義務づけられています

正しい知識で職場を安全・健康に!

死亡者数は2015年から4年連続で1,000人を下回っていますが、休業4日以上死傷者数は3年連続で増加しており、依然として予断を許さない状況にあります。そこで、事業場の安全衛生活動の活性化、安全衛生教育の充実が求められています。

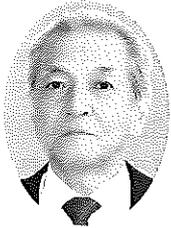
特に、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を徹底するとともに、改正安全衛生教育等推進要綱で実施対象に追加された安全推進者、荷役災害防止担当者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育・研修の推進、安全衛生業務従事者への能力向上教育が大変重要となります。

また、2019年2月には、高所作業における墜落制止用器具は「フルハーネス型」の使用が原則となり、特別教育の修了が義務づけられました。その徹底を図ることも大切です。

主唱:中央労働災害防止協会 後援:厚生労働省



# 東部支部だより



## 新年のごあいさつ

(一社)鳥取県労働基準協会東部支部  
支部長 岡田 幸一郎

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

皆様におかれましては、お健やかに新しい年をお迎えのことと存じます。

旧年中は、会員各位に多大なるご支援とご理解をいただき、ここに厚く感謝を申し上げます。

私、昨年10月15日に開催された東部支部幹事会において、竹中由紀夫氏の後任として東部支部長に選任されました。微力ではありますが、与えられた職責に精一杯努めてまいり所存ですので、前任同様に会員各位及び関係機関各位のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

このところ県内の経済動向は全体として弱い動きとなっており、国際情勢も見通し困難な状況が続くなかで、当地域への影響などを適切に把握するなど、楽観が許されない状況と認識する必要があると感じています。

一方、労働災害発生状況に関しては、ここ数年、増加傾向で推移いたしておりましたが、昨年はずりあえず減少に転じました。会員各位の取組の成果として皆様とともに喜びたいと思います。

さて、働き方改革関連法が施行されて早や9ヶ月が経過いたしました。昨年4月に施行された労働時間の上限規制は、猶予されていた中小企業も本年4月1日から適用されます。また、生産年齢人口の減少に伴い外国人労働者や高齢労働者などの増加が継続していくことはほぼ確実なものと考えられますが、このような中、本年4月1日に施行される「パートタイム・有期雇用労働法」などで求められる正規・非正規労働者間の均等・均衡待遇の確保など、引き続き対応すべき課題は山積しています。

東部支部は本年も引き続き、会員各位のご支援とご理解をいただきながら、また、関係行政機関のご指導をいただきながら、労働災害の防止に向けた各種の取組や労務管理等に関する各種課題に適切に対応するため、必要な法定教育、法令研修やセミナーの開催等を行ってまいりますので、昨年に引き続き会員各位の支部運営に係るご意見、ご指導並びにご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員各位のますますのご発展、ご健勝をお祈り申し上げて、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 謹んで新春のご挨拶を申し上げます

2020年元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部

支部長 岡田 幸一郎

副支部長 馬場 進、副支部長 福田 智博

事務局長 丸山 裕毅、主 事 藤井 涼子



## 新年のご挨拶

鳥取労働基準監督署

署長 仲濱 弘昭

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には新春を御健勝にてお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は労働基準行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、働き方改革が社会全体に広がりつつある中、労働基準監督署では、年次有給休暇の年5日の取得義務化、大企業の時間外労働の上限規制などを各方面で周知してきましたが、本年4月からは小規模事業場においても時間外労働の上限規制が適用となり、時間外労働の削減や休暇の取得などによる長時間労働の抑制・過重労働の防止は企業にとって最優先の事項となりました。

労働者の健康確保、雇用環境の整備や処遇など「魅力ある職場づくり」にもつながる「働き方改革の着実な推

進」に御理解と御協力をお願いします。

また、2年連続で増加しました労働災害は、「安全見える化」運動など皆様の積極的な取組により減少しました。皆様のご協力に感謝申し上げます。

働く人の健康や安全は、本人はもちろん家族や企業にとっても最も大切なものです。年の初めは、企業のトップが働く人の健康と安全を最優先とする決意を表明し、安全衛生活動のさらなる取組を目指す機会にしたいものです。

新しい年が会員の皆様にとって飛躍の年となりますようお祈り申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。

## 本年もよろしく願い申し上げます

2020年元旦

◆鳥取労働基準監督署 署長 仲濱 弘昭

副 署 長 長田 光彦、業務課長 渡邊浩一郎

第一方面主任 西川 祐輔、第二方面主任 石田 太一

第三方面主任 米村 康佑、安全衛生課長 長谷川匡男

労災課長 清水 仁志、ほか職員一同

## 労働法規等研修会のご案内

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により改正された労働基準法や労働安全衛生法が平成31年4月1日から施行されています。

時間外労働の上限規制に関連しては、施行日以降の期間に係る36協定届けから上限規制が適用されますが、適用猶予されていた中小企業でも令和2年4月1日から適用されます。

中小企業を含めて改正法が施行される時期となり、例えば、時間外労働・休日労働に関する協定届の記載内容を詳しく見ていると上限規制に対応している部分を理解することが必要なことがわかってきます。また、変形労働時間制については、「変形期間の開始時期と各事業所の賃金締切日」、上限規制の「月ごとの時間外・休日労働時間の計算期間」の関係を整理しておく必要があります。さらには、上限規制に対応するために把握が必要な「法定労働時間を超える労働時間」や「法定休日労働時間」の計算方法が適切なのかを再確認することも必要です。

東部支部で毎年実施している「労働法規等研修会」を、令和2年4月の上限規制が中小企業にも適用される時期を控えて、鳥取労働基準監督署のご協力をいただいて下記のとおり開催します。

年度末のご多忙の時期ではありますが、事業主様、労務担当者様など、多数の皆様にご参加いただくようお願いいたします。

### 記

タイトル：時間外労働と上限規制に関する  
(少し踏み込んだ)勉強会

日時：令和2年2月19日 午後1時30分から午後4時  
場所：鳥取県労働基準協会会館（鳥取市若葉台南1-17）  
内容：改正法の概要・36協定の詳細・協定期間と給与計算期間・上限規制と法定外労働時間の計算等々  
講師 鳥取労働基準監督署担当官  
参加費 無料

(開催のご案内は当協会のHPでご覧いただけます。)

鳥取県労働基準協会

検索



## 特別教育等受講者募集のご案内

現在、次の特別教育等の受講者募集を行っています。受講すべき方がいらっしゃる事業場様には、この機会に是非受講いただきますようお願いいたします。

- 職長・安全衛生責任者教育  
開催日：令和2年1月23・24日  
(申込締切：令和2年1月15日)
- 足場の組立て等業務特別教育  
開催日：令和2年2月6日  
(申込締切：令和2年1月29日)

詳細は当支部へ直接お問合せください。また、当協会のHPでもご覧いただけます。

## 西部支部だより



### 新年のごあいさつ

(一社)鳥取県労働基準協会西部支部  
支部長 永東 康文

新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞ宜しくお願い致します。

旧年中は西部支部の各種事業及び講習会等に多数の参加を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は有効求人倍率も高水準で推移し、人手不足が深刻化する一方、労働災害発生の発生状況は一昨年からの増加傾向が続いています。

このような状況のなか、優秀な人材の確保や働く人に優しい職場づくりが更に重要になってきていると考えています。

昨年4月からは、「働き方改革関連法」が順次施行されましたが、本年4月には中小企業の時間外労働の上限規制が導入されることとなり、関係する行政機関にご指導をいただきながら、会員の皆様と協力して取り組んでまいりたいと考えていますのでよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、協会員の皆様にとりまして良き年となりますようお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

### 謹んで新春のご挨拶を申し上げます

2020年 元旦

- ◆一般社団法人鳥取県労働基準協会西部支部
- 支部長 永東 康文
- 副支部長 森安 誠
- 事務局長 深田 一徳、主事 伊藤 敏江



### 新年のご挨拶

米子労働基準監督署

署長 森下 芳則

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には令和2年の新春をご健勝にてお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は労働基準行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年は、9月の台風15号、10月の台風19号など、平成30年の大阪北部地震、西日本豪雨などに引き続き、甚大な被害をもたらした災害があった一年でした。

米子署管内では、昨年11月末現在の速報で、労働災害

(次頁につづく)

## (前頁のつづき)

による死傷者数(休業が4日以上)は全産業が197人で、一昨年(平成30年)に比べ13人、6.2%減少しました。業種別では、全体的には減少する中、食料品製造業が30人で、一昨年に比べ12人、66.7%増加しました。

また、死亡災害は、平成29年が1人、一昨年は0人でしたが、昨年は2人に増加しました。

これらの死亡災害は昨年前半に発生しており、昨年後半は、労働災害の多発傾向に歯止めをかけるべく、労働災害防止対策の徹底、監督指導の強化等を図ったところ です。

今年は、第13次労働災害防止推進計画(5か年計画)の3年目になります。「死亡者数を12次防期間中と比べて、15%以上減少させること」「死傷者数を2022年(令和4年)までに2017年(平成29年)に比べ5%以上減少させること」の目標達成のため、会員の皆様には、危険個所・行動の把握、安全「見える化」とっとり運動、転倒災害防止対策などを重点に、労働災害防止に努めていただくようお願いいたします。

一昨年に、「働き方改革関連法」が成立し、昨年4月から年次有給休暇の5日取得義務化、大企業での時間外労働時間の上限規制が始まりました。今年4月からは中小企業でも時間外労働時間の上限規制が始まります。

監督署では今年もこの周知・徹底のため、各種説明会、個別訪問支援などを行ってまいりますので、「働き方改革」に積極的に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

「働き方改革」は、長時間労働の解消など、職場環境を改善し、従業員の定着率の向上、人手不足の解消にもつながります。各種支援、助成金もありますので、ご活用ください。

最後に、今年が皆様方にとってよき年となりますよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお祝い申し上げます

令和2年元旦

◆米子労働基準監督署 署長 森下 芳則  
監督課長 藤岡 裕士、安全衛生課長 半田 謙一  
労災課長 江谷 勇、ほか職員一同

## 「ゼロ災55」無災害運動期間中に 建設現場の合同パトロールを実施

鳥取県内で毎年年末に展開している「ゼロ災55」無災害運動(令和元年の運動期間:11月7日(木)~12月31日(火)の55日間)の運動期間中である11月21日に、米子労働基準監督署は、同運動の周知と建設現場の災害防止対策の徹底を図るため、米子地区建設業労働災害防止協会のご協力のもと、建設現場の合同パトロールを実施しました。

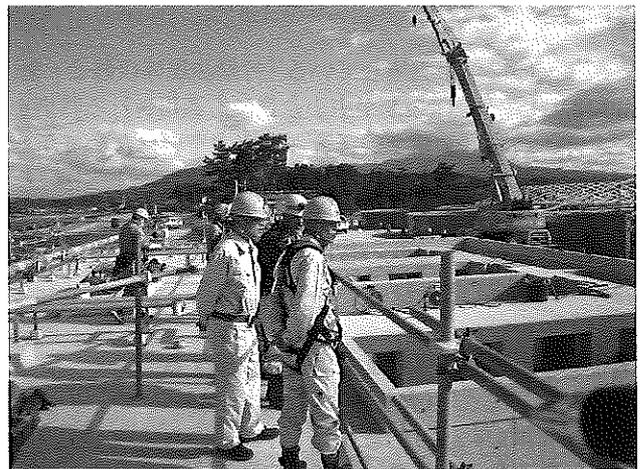
パトロールは、米子労働基準監督署のほか、米子地区

建設業労働災害防止協会の会員も参加し、2班に分かれて、4現場を対象に実施しました。

各現場では、現場担当者から、工事の進捗状況や現場で取り組まれている災害防止対策について説明を受けた後に、現場内の危険個所や現場の見える化などの状況を点検しました。

パトロール実施後は、米子食品会館にて、検討会を開催し、各班より点検結果が発表されました。参加者からは、「各現場ともに整理整頓が徹底され、安全に対する色々な工夫がなされて安全意識の高い現場であり参考になった」との感想もきかれました。最後に米子労働基準監督署から「点検結果を踏まえ、今後も現場管理を徹底され、無災害で工事を完了されるよう」講評し、検討会を終了しました。

米子労働基準監督署では、ゼロ災55無災害運動期間中に各建設業関係団体で開催される建設現場の安全パトロールに参加し、同運動への協力を要請しています。



また、当日は米子地区建設業労働災害防止協会の安全研修会が開催され、米子労働基準監督署から「ゼロ災55」無災害運動実施要綱に則り、運動期間中に経営者トップによる職場安全衛生パトロールの実施や積雪・凍結時における転倒対策の実施等に取り組むよう周知・指導を行いました。



会員事業場の皆様におかれましては、明るい新年をお迎えのことと存じます。令和2年も労働災害ゼロを目指し、災害防止への取り組みにご協力をお願いいたします。

# 中部支部だより



## 新年のご挨拶

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部  
支部長 井木 久博

新年明けまして、おめでとうございます。

昨年は令和元年ということで天皇のご即位式等諸行事も滞り無く終わり、今年は落ち着いた令和2年を迎えることとなります。

昨年の労働環境を振り返りますと、人手不足に始まり人手不足に終わった感があります。この問題は構造的な問題があるのは勿論ですが、我々経営者がいかに安全安心で魅力ある職場を作り上げるかの反省、責任も欠かせないところでしょう。「働き方改革」も今年いよいよ本番を迎えることになりそうです。このことも制度上のことだけでなく如何に自社に合った働き方を考え、生産性を向上させるか創意工夫が求められているところでもあります。IT・AI等の普及進歩もあいまって雇用の質的変化も報道されています。中小企業と言えども真剣に取り組まねばならない問題であります。外国人労働者の雇用も業種を超え必要不可欠となりつつあります。企業もその対策、対応を求められているところではありますが、労働基準行政も多様化する諸問題に如何に対応するかも難しいところでありましょう。

労働災害につきましては、県内では小康状態(中部では増加傾向)で推移しているようですが、精神疾患につきましては産業医の先生の相談が主流ですが実態把握が難しいところです。潜在的に増加傾向にあるのは間違いないところで、風通しの良い職場環境が求められています。最近では飛来落下による第三者傷害の事故が報じられていますが、第三者への配慮が欠けていると言えます。又労働災害には直結しないかもしれませんが現場内外を含め交通事故も頻発しているところでもあります。高齢者社会を迎え色々な面で意識改革が必要であります。

災害列島日本の汚名も返上どころかますます増え続けている現状ですが、人災だけは何としても避けなければなりません。問題山積の今日この頃ですが、小さな事でも出来ることから一步一步改善「凡事徹底」で健康な日々が送れますよう祈るばかりです。情報交換と研修の場としてこの協会が役立つことを期待するものです。

新年に当たり改めまして皆様のご健勝、ご多幸をお祈り致します。

謹んで新春のご挨拶を申し上げます

令和2年 元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会中部支部  
支部長 井木 久博  
副支部長 上本 智宣、副支部長 泉谷 雅人  
事務局長 谷口 茂、主事 谷川 妙香



## 新年のご挨拶

倉吉労働基準監督署

署長 久保田 剛

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

旧年中は労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年4月、「働き方改革関連法」が一部施行され、すべての事業場での年次有給休暇取得義務化などがスタートしました。労働基準監督署には多くのご質問・ご相談が寄せられていますが、一方で、各職場でそれぞれ工夫をして対応されている状況も多数伺っています。さらに、本年4月からは、時間外労働の上限規制が中小企業にも適用(一部適用猶予あり)となりますし、「同一労働同一賃金」(同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止)が大企業に適用されます。

また、職場におけるハラスメント等に係る問題は、企業にとって深刻な労働問題となる可能性が高く、法整備が進められ、パワーハラスメント対策が事業主の義務となり、セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます。

あらためて、個々が尊重し合うことの大切さや、労使間の「信頼」と「納得」の重要性について考えなければいけないと思います。労使がお互いを信頼し、労働者が納得、安心して働くことができる職場こそ、生産性を高めながら働き方改革を進め、発展される企業となられるのではないのでしょうか。

管内の労働災害発生状況につきましては、昨年は一昨年に比べ増加傾向にありました。いかなる時も、確実な災害防止対策の徹底が求められます。

すべての働く人に、より安全で安心な職場づくりの取り組みが各企業で積極的に進められるよう、今年も、職員一同、全力で取り組む所存でございますので、貴会におかれましても、より一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、貴会及び会員事業場のますますのご発展と、皆様方のご健勝を祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願ひ申し上げます

令和2年 元旦

◆倉吉労働基準監督署  
署長 久保田 剛  
監督・安衛課長 田中 博行、労災課長 住谷 正樹  
ほか職員一同

## 労働安全衛生法の改正により、原則として、自己申告のみの労働時間把握は認められなくなりました

改正労働安全衛生法第66条の8の3、改正労働安全衛生規則第52条の7の3により、平成31年4月1日から労働時間の状況の把握が義務付けられました。

労働時間の状況の把握とは、労働者の健康確保措置を適切に実施する観点から、労働者がいかなる時間帯にどの程度の時間、労務を提供し得る状態にあったかを把握するものです。

事業者は、原則として、タイムカード、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間（ログインからログアウトまでの時間）の記録、事業者（事業者から労働時間の状況を管理する権限を委譲された者を含む。）の現認等の客観的な記録により、労働者の労働日ごとの出退勤時刻や入退室時刻の記録等を把握しなければなりません。

タイムカードによる出退勤時刻や入退室時刻の記録やパーソナルコンピュータの使用時間の記録などのデータを有する場合や事業者の現認により労働者の労働時間を把握できる場合にもかかわらず、自己申告による把握のみにより労働時間の状況を把握することは、認められていません。

自己申告のみの把握については、以下の場合を除き監督指導時に是正勧告しています。

労働時間の状況の把握方法について、やむを得ず客観的な方法により把握し難い場合には、労働者の自己申告による把握が考えられるとされています。

やむを得ず客観的な方法により把握し難い場合としては、例えば、労働者が事業場外において行う業務に直行又は直帰する場合等とされています。

ただし、労働者が事業場外において行う業務に直行又は直帰する場合等でも、例えば、事業場外から社内システムにアクセスすることが可能であり、客観的な方法による労働時間の状況を把握できる場合もあるため、直行又は直帰であることのみを理由として、自己申告により労働時間の状況を把握することは認められていません。

やむを得ず客観的な方法により労働時間を把握し難い場合には、労働時間の状況を労働者の自己申告により把握する場合には、その日の労働時間の状況を翌労働日まで自己申告させることが適当とされています。

### 専門部会合同委員会を開催

10月18日（金）、専門部会合同委員会を日本通運（株）倉吉支店において、開催しました。

当該事業場は、道路貨物運送業・倉庫業です。

はじめに、当該事業場から事業内容や安全衛生対策等について説明を受けました。（現在1,300日無災害継続中）

①企業理念・安全の誓い

②車両の走行部と歩行部の区分の明確化

③特別強化項目

●「フォークリフト・車両の後退時の安全」

●「分ける 走行と荷役」

④朝礼、KYT、車両の点検

⑤「ヒヤリ・ハット」（毎月1人1件）

⑥安全日誌、安全当番

等の安全対策のほかに衛生対策として、

①「メンタル・ヘルス」、「生活習慣病対策」を推進し、それぞれ労働損失率が約20%改善した。

②禁煙に取組む労働者への援助（現在喫煙率47%）を推進している。

また、倉吉労働基準監督署からの資料に基づき

①労働災害の発生状況

②安全「見える化」とっとり運動

③11月は、「過労死等防止啓発月間」、「しわ寄せ防止キャンペーン月間」

④「新しい時代に、人々が求めている職場とは？」

等について説明しました。

## プレス災害防止協議会 視察研修を実施

11月12日（火）、鳥取県中部地区プレス災害防止協議会では、参加者16名で管外優良事業場の視察研修を実施しました。

本年度は、鳥取市の（株）清水を訪問しました。

当該事業場は、各種鋼材の金属加工業です。

はじめに、事業内容や安全衛生対策等の説明を受けた後、工場を視察させて頂きました。

工場内は整理整頓がなされ、スクラップ処理の自動化や消雷装置の設置等安全化への積極的な取組を見ることができました。

また、5S委員会、機械設備の点検、安全パトロールの実施、熱中症対策、安全衛生教育等の熱心な取組について説明を受けました。

参加者一同、参考にすべき事項が多々あり大変有益な視察であったとの声が、多く寄せられました。

## 労務管理研修会を開催します

日時 令和2年2月14日（金）13:30～16:10

場所 倉吉未来中心（倉吉市駄経寺町212-5）

内容 ①「同一労働同一賃金」

～雇用形態に関わらない公正な待遇の確保～

②「働き方改革関連法」

～労働時間管理に関する法改正等～

※申込み・問合せ先

（一社）鳥取県労働基準協会中部支部

電話：0858-22-9054